

# 総会代議員選出規則

## 第1条（規約との関係）

この規則は、退職者連合規約第29条にもとづき、総会代議員（以下、代議員という）の選出基準をつぎのとおり定める。

## 第2条（代議員の選出基準）

代議員は、産別・関連退職者連合および地方退職者連合単位ごとに次に掲げる基準により選出する。

(1) 産別・関連退職者連合の代議員は、

（会費納入会員数）	（代議員数）
5,000名未満	2名
5,000名から9,999名	3名
10,000名から29,999名	5名
30,000名以上	7名

とする。

(2) 地方退職者連合の代議員は、各1名とする。

(3) 会費納入人員は、当年度会費完納人員を基礎とする。

## 第3条（特別代議員の選出基準）

オブザーバー組織については、特別代議員1名とする。

## 第4条（規則の解釈）

この規則の解釈に疑義が生じた場合は、幹事会が判断する。

## 第5条（規則の改廃）

この規則の改廃は、総会において行う。

## 第6条（規則の発効）

この規則は、2015年7月15日より施行する。